

平成 30 年 6 月 1 日

「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」（公開草案）に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 30 年 3 月 7 日付で公表された、「監査品質の指標（AQI）に関する研究報告」（公開草案）について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。

1. 総論

上場会社の監査を担う監査事務所が、監査品質に関連する定量情報を監査品質の指標（AQI）として示されることにより、監査役等としても、監査品質の向上に向けた取組状況に関して有用な判断材料になるものと評価できます。各監査事務所における監査品質の向上に向けた取組は、定性的な情報のみでは、毎年おおむね同様の説明を受けることになると想定されますが、AQI による情報の定量化により、毎年の品質管理の取組状況の変化を捉える手段が多様化し、監査事務所との間でのコミュニケーションがより充実したものとなり、ひいては各監査事務所による監査品質に関する取組が一層高まることを期待します。

また、本研究報告は、AQI への取組の第一歩としては高く評価できますが、公開草案の「Ⅲ AQI の項目の考察」で掲げられている項目が、監査品質の取組状況の把握において適切であるかの実証的検証が十分に行われているものではなく、本研究報告にもあるとおり、今後の運用を通じて、随時改善の検討がなされていくものと考えます。本研究報告の適用開始後も、監査役等から寄せられた要望事項などを適宜考慮されるなど、中長期的な視点で柔軟に説明項目や内容の改善について検討いただきたいと考えます。

さらには、監査役等は、会社計算規則第 131 条において、会計監査人の職務の遂行に関する事項について通知を受けるほか、「監査法人のガバナンス・コード」の指針 5-1 においては、例えば「透明性報告書」といった形で、会計監査の品質の向上に向けた取組について説明を受けることとされています。これらの規定との関係において、本研究報告に基づいた AQI に関する説明がどのような位置付けでなされるのか必ずしも明確でなく、運用によっては、説明をする立場の監査チーム、説明を受ける側の監査役等の双方に混乱が生じることも想定されます。実効性がより向上するよう検討いただきたいと考えます。

2. 各論

《Ⅲ AQI の項目の考察》

《1. AQI の性質と利用方法》

《(4) 本研究報告における AQI の項目とその説明》

- ・AQI は、自監査事務所における過去との比較が想定されており、他の監査事務所との比較を記載することは難しいものと理解しますが、利用者にとっては、少なくとも同規模の監査事務所と比較し、相違を把握することも有効であると考えます。そこで、他の監査事務所との比較の観点においても、AQI が有効に活用されるよう工夫することも検討いただきたいと考えます。

《3. AQI の各項目の説明－監査業務レベル》

《(1) 監査チームの状況》

⑭ 監査チームの総監査時間及び上位者（審査担当者を含む。）の関与時間

- ・監査役等を含む被監査会社の立場からすると、監査チームの監査時間を、往査や被監査会社で費やした時間と、監査事務所内における執務時間等とで区分して明示されると参考になると考えます。
- ・監査契約に基づく当初の計画時間と実績時間の対比や監査報酬への反映状況が明示されれば、監査チームの監査実務の効率性の判断指標になるものと考えます。

《(2) 監査の結果》

⑲ 内部統制の不備等の報告

- ・各被監査会社の状況等により、内部統制の重要な不備やその他の気付き事項の件数や発生時期に変動があるものの、これらの件数が時系列に明示されることは、監査役等も内部統制に対する改善度合いが把握できるため、有用であると考えます。

その他

- ・定性情報になるかもしれませんが、監査事務所内に設置された独立性を有する第三者による監督・評価機関の具体的な評価内容、パートナー等が交代した際の業務引継時間やその内容、海外ネットワークとの連携状況等についても明示されれば参考になると考えます。

3. おわりに

本研究報告に関する意見は以上のとおりで、AQI の導入については大いに期待しますが、監査事務所や監査チームにとって過度の負担が生じないよう会計監査全体の制度設計を見直すことも、AQI がより効率的かつ実効的に運用されるためには有用と考えます。

以 上